

びん沼自然公園  
指定管理者募集要項

令和4年9月

富士見市都市整備部まちづくり推進課

## 目 次

1	施設の概要	1
2	管理運営に関する基本的な考え方	2
3	利用時間	2
4	休業日	3
5	指定管理者の業務の範囲	3
6	指定期間	3
7	スケジュール	3
8	申請者の資格	4
9	指定管理に係る経費等	5
10	施設の管理運営に当たっての留意事項	7
11	指定管理者と市との役割分担	8
12	申請書類の提出等	9
13	選定方法等について	12
14	協定の締結	14
15	モニタリング	14
16	指定の取り消し等	15

## 1 施設の概要

- (1) 名称 びん沼自然公園
- (2) 所在地 富士見市大字東大久保3664番1
- (3) 施設の目的 びん沼自然公園は、市民及び周辺市町等からの広域の利用に供する都市公園で、利用者の休息、自然観察、散歩、遊戯、運動等の総合的な利用を推進していくとともに、野外レクリエーションなどの場として活用していくことを目的としています。
- (4) 敷地面積 98,500㎡
- (5) 開園予定日 令和5年4月1日(土)  
 ※天候等の影響に伴う工事の遅延等により、開園日が変更となる可能性があります。  
 ※目標とする来園者数 年間50,000人(パークゴルフ利用者数 年間30,000人)
- (6) 主な施設

公園管理施設	総合案内・倉庫用具庫・事務室・男女更衣室 56㎡、総合案内、カフェエリア176.72㎡、多目的ルーム・簡易キッチン・倉庫78㎡、カフェ受付・厨房・食材倉庫 42㎡、物販スペース・在庫室 24㎡、トイレ(男子トイレ、女子トイレ、誰でもトイレ)、更衣室(男子更衣室、女子更衣室)、コインシャワー(各更衣室内)、授乳室(女子更衣室内)、ウッドデッキ
パークゴルフ場	36ホール(9ホール×4コース)、無料体験ミニコース(2ホール) ※公益社団法人日本パークゴルフ協会公認予定コース
バーベキュー場	30区画 ①芝生エリア 25㎡(5m×5m)×20区画、②河川デッキ 25㎡(5m×5m)×10区画
キャンプ場	30区画 64㎡(8m×8m)
展望台、複合遊具	芝生広場内 28.066m×26.963m×14.965m ※展望台のデッキの高さ13m
トイレ(屋外)	男子トイレ、女子トイレ、多目的トイレ、オムツ交換室 47.15㎡
水場・倉庫	水場 17.55㎡、倉庫 20.22㎡×2棟
駐車場	3か所 ①149台(うち身障者用4台)、②26台、③30台(大型車10台)、④15台 計220台
駐輪場	80台
河川デッキ	※バーベキュー場 10区画
その他	芝生広場、見晴台(1か所・木製)、園路

## 2 管理運営に関する基本的な考え方

びん沼自然公園は、多くの利用者が憩い、楽しむことができ、長く愛される公園を目指していることから、管理運営にあたっては、次に掲げる項目に沿って、長期的な運営を見据えた積極的な事業展開を行うこととします。

- (1) 利用者の平等な利用を確保すること。
- (2) 関係法令を遵守し、適切な管理、運営をすること。
- (3) びん沼自然公園の自然環境の維持及び周囲の自然環境の保全に配慮し、SDGsの推進に取り組むこと。
- (4) びん沼自然公園の機能・特色を熟知したうえで、利用者数の増加を図ること。
- (5) 効率的な運営を行い、管理経費の縮減に努めること。
- (6) 利用者が安全かつ快適にびん沼自然公園を利用することができるように努めること。
- (7) 地域住民や利用者の意見を管理運営に反映させ、利用者満足度の向上を図ること。
- (8) びん沼自然公園の設置目的を効果的に達成するため、ICTの活用に努めること。
- (9) 利用者のニーズに対応した事業を企画し、開催すること。
- (10) 指定管理業務を通じて取得した利用者等の個人に関する情報を適正に取り扱うこと。

## 3 利用時間

びん沼自然公園区域内については、24時間利用できるよう開放するものとし、各施設の運営にあたっては、次の利用時間を基本とします。

ただし、市との協議により、利用時間を変更することができるため、季節により利用時間を延長するなど、提案事項とすることができます。

施設区分	利用時間
公園管理施設	午前8時30分から午後5時まで
多目的ルーム（公園管理施設内）	午前9時から午後5時まで
コインシャワー（公園管理施設内）	午前8時30分から午後5時まで
パークゴルフ場	午前8時30分から午後5時まで
キャンプ場	午前10時から翌日の午前9時まで
バーベキュー場	午前9時から午後5時まで
展望台	午前8時30分から午後5時まで

※展望台は、利用者の安全に配慮し、利用時間外は施錠するものとする。

#### 4 休業日

びん沼自然公園区域内については、通年利用できるよう開放するものとし、各施設については、次の期間を休業日とします。

ただし、市との協議により、休業日を変更することができるため、年末年始も利用可能とするなど、提案事項とすることができます。

施設区分	休業日
公園管理施設	12月29日～1月3日
多目的ルーム（公園管理施設内）	
コインシャワー（公園管理施設内）	
パークゴルフ場	
キャンプ場	
バーベキュー場	
展望台	

#### 5 指定管理者の業務の範囲

- (1) 施設の運営に関する業務
- (2) 施設（設備及び備品を含む）の維持管理に関する業務
- (3) 施設の設置目的に即した自主事業の実施
- (4) 前各号の業務に付随する業務

※指定管理者が行う業務や履行方法の具体的な内容については、びん沼自然公園指定管理者業務仕様書を参照してください。

#### 6 指定期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで（5年間）

#### 7 スケジュール

令和4年9月1日（木）	指定管理者募集開始、募集要項の配布
令和4年9月6日（火）	現地説明会の開催、設計図書データの貸出
令和4年9月7日（水）	質問の受付
～令和4年9月9日（金）	
令和4年9月16日（金）	質問の回答
令和4年9月26日（月）	申請書の受付
～令和4年9月30日（金）	
令和4年10月	審査委員会による書類審査・ヒアリング等の実施
令和4年10月	審査委員会による指定管理者指定候補者選定
令和4年11月	申請書提出団体へ選定結果を通知
令和4年12月	指定管理者指定議案上程

令和5年	1月	指定管理者指定の通知
令和5年	1月	指定管理者指定の告示
令和5年	1月	基本協定締結
令和5年	4月	年度協定締結、指定管理者による管理運営の開始

## 8 申請者の資格

- (1) 指定期間中、安定的にびん沼自然公園を管理運営する能力を有し、かつびん沼自然公園の設置目的を効果的・効率的に達成することのできる法人その他の団体（以下「団体」という。）とします。
- ア 複数の団体が共同事業体を構成して申請する場合は、代表となる団体を定めてください。
- イ 同時に複数の共同事業体の構成団体となることはできません。
- ウ 単独で申請した団体は、共同事業体で申請する場合の構成団体となることはできません。
- エ 代表となる団体及び共同事業体を構成する団体の変更は、原則認めません。ただし、共同事業体を構成する団体については、業務遂行上支障がないと市が判断した場合に限り変更を認めることがあります。
- (2) 団体又はその代表者が次のいずれかに該当する場合は、申請することができません。なお、キからケについては、該当するか否かを埼玉県警察本部に照会することがあります。
- ア 法律行為を行う能力を有しないもの
- イ 破産者で復権を得ないもの
- ウ 富士見市競争入札参加者の資格等に関する規則第2条第1項で定める富士見市競争入札参加資格者名簿への登載の有無にかかわらず、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号に規定する条件のいずれかに該当するもの
- エ 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取り消しを受け、当該処分の日から起算して2年を経過していないもの
- オ 国税・地方税を滞納しているもの
- カ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づき再生又は再生手続開始の申立てをしているもの
- キ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- ク 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制の下にあるもの
- ケ その代表者等（法人にあってはその役員（非常勤を含む。）及び経営に事実上参加している者を、その他の団体にあってはその代表者及び運

- 営に事実上参加している者をいう。)が暴力団の構成員等であるもの
- コ 「富士見市の契約に係る暴力団排除措置要綱」別表に定める措置要件に該当するもの
  - サ 政治団体（政治資金規正法第3条第1項に規定する政治団体及びこれに類する団体）
  - シ 宗教団体（宗教法人法第2条に規定する宗教団体及びこれに類する団体）

## 9 指定管理に係る経費等

業務に係る全ての費用は指定管理料及び業務で得られる収入をもって充てるものとしします。

### (1) 利用料金に関する事項

- ア びん沼自然公園の管理運営に当たっては、地方自治法第244条の2第8項に定める利用料金制度を採用し、指定管理者は徴収した利用料金を自らの収入とすることができます。
- イ 指定管理者は、富士見市都市公園条例に定める金額を上限として、あらかじめ市長の承認を得て、利用料金を定めるものとしします。
- ウ 指定管理者は、富士見市都市公園条例及び同施行規則に定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除するものとしします。ただし、減免した利用料金については、市からの補填はありません。

### (2) 指定管理料

- ア 指定管理料については、次の上限額の範囲内で提案してください。  
上限額 135,000千円（消費税及び地方消費税を含む）  
（内訳）各年度別上限額 27,000千円  
上記上限額は、消費税及び地方消費税の税率（以下「消費税率」という。）10%で設定しています。消費税率が変更された場合は、その時点で指定管理料の修正（税率変更分の反映）を行います。
- イ 指定管理料の具体的な額や支払い方法等は、協議のうえ、別途協定で定めます。
- ウ 指定管理料は、会計年度毎に予算の範囲内において指定管理者に支払います。

### (3) 自主事業に係る費用

- ア 自主事業に係る費用は、指定管理者の自己費用をもって充てるものとしします。
- イ 自主事業に係る収入は、指定管理者の収入としします。
- ウ 業務の会計及び自主事業の会計は、それぞれ区分するものとしします。

### (4) 河川占用料（埼玉県流水占用料等徴収条例による。）

指定管理者は、都市・地域再生等利用区域として指定された区域について、次の経費を負担するものとしします。なお、条例に基づき徴収されるため、変更になる場合があります。

区分		占用施設の例	占用料
1	建物の敷地の用に供する土地	飲食店、売店、オープンカフェ等	年額360円/m <sup>2</sup>
2	工作物の敷地の用に供する土地	移動販売車、簡易販売施設（テント、屋台等）、自動販売機、飲食店等に付帯する軽易な設置物（イス、テーブル等）、イベント施設、洗い場、便所等	年額160円/m <sup>2</sup>
3	河川敷地を原形のまま占用させる土地	広場、キャンプ場、バーベキュー場及びこれらに附属する駐車場等	年額15円/m <sup>2</sup>

現在、想定している河川占用料は次表のとおりですが、自主事業等の内容によって追加される場合があります。

施設名	占用面積	占用料	
パークゴルフ場	31,762 m <sup>2</sup>	年額15円/m <sup>2</sup>	476,430円
バーベキュー場	330 m <sup>2</sup>		4,950円
キャンプ場	3,000 m <sup>2</sup>		45,000円
駐車場（北）※	3,120 m <sup>2</sup>		46,800円
駐車場（南）※	840 m <sup>2</sup>		12,600円
合計	39,052 m <sup>2</sup>		585,780円

※有料駐車場とした場合

(5) その他の経費

ア 自家用電気工作物保安管理業務に係る経費 年間約32万円

指定管理者は、令和5年度の自家用電気工作物の保安管理業務について一般財団法人関東電気保安協会と契約のうえ、点検等に係る経費を負担するものとします。

イ 集水柵（ポンプ）の維持に係る経費 年間約60万円

指定管理者は、パークゴルフ場の集水柵（ポンプ）の維持に係る経費を負担するものとします。なお、年間の降雨量等により増減する場合があります。



## 10 施設の管理運営に当たっての留意事項

### (1) 法令等の遵守

次の主な関係法令等を遵守し、適正にびん沼自然公園の管理運営を行うこととします。

- ア 地方自治法（昭和22年法律第67号）
- イ 都市公園法（昭和31年法律第79号）
- ウ 労働基準法（昭和22年法律第49号）
- エ 消防法（昭和23年法律第186号）
- オ 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- カ 食品衛生法（昭和22年法律第233号）
- キ 電気事業法（昭和39年法律第170号）
- ク 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
- ケ 富士見市都市公園条例（平成25年条例第10号）及び同施行規則
- コ 富士見市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年条例第18号）及び同規則
- サ 富士見市行政手続条例（平成10年条例第2号）
- シ 富士見市情報公開条例（平成13年条例第26号）
- ス 富士見市個人情報保護条例（平成15年条例第3号）
- セ 富士見市の契約に係る労働環境の確認に関する要綱
- ソ 富士見市地域防災計画

### (2) 情報公開

指定管理業務の遂行に当たり、作成又は取得した文書等で指定管理者が管理しているものについては、富士見市情報公開条例の趣旨にのっとり、情報公開規程を定めるなど情報公開に関し必要な措置を講じてください。

### (3) 個人情報の保護

指定管理者は、富士見市個人情報保護条例に基づき、保有個人情報の保護に関し必要な措置を講じ、保有個人情報の適正な維持管理を行うとともに、指定管理業務に従事している者又は従事していた者は、当該業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこととします。

### (4) 文書の管理・保存

業務を行うに当たり作成し、又は取得した文書等は、適正に管理及び保存することとします。

### (5) 業務の一括委託の禁止

指定管理者は、業務を一括して第三者に委託することはできません。ただし、業務の一部で自ら行うことが困難な場合は、市長の承認を得て委託することができます。

### (6) 備品等について

ア 現に施設に配備している市所有の備品等については、指定管理者に無償貸与します。

イ 指定管理者は、期間中、備品等を常に良好な状態に保つよう努めるものとします。

ウ 指定管理者が指定管理業務を行うに当たり、備品等の購入が必要なときは、協議を要するものとします。

(7) 環境への配慮

指定管理者は、富士見市環境基本計画、富士見市地球温暖化対策実行計画及び富士見市ゼロカーボンシティ宣言に基づき、節電や省エネルギーに配慮して温室効果ガスの排出抑制に努めるとともに、廃棄物の発生を抑制し、リサイクルの推進や適正処理に努めるものとします。

(8) 雇用の創出

地元雇用の創出・推進に努めるものとします。

(9) その他

ア 指定管理業務の実施に当たり、地産地消の推進及び市内事業者の受注機会の増大と市内事業者に配慮した物品等の調達に努めるものとします。

イ 指定管理業務の実施に当たり、環境負荷の低減に配慮した物品等の調達に努めるものとします。

ウ 指定管理業務の実施に当たり、障がい者の雇用の拡大と障がい者就労施設等に配慮した物品等の調達に努めるものとします。

1.1 指定管理者と市との役割分担

(1) 指定管理者と市との役割分担は、原則として次のとおりとします。

項目		指定管理者	市
施設（設備、備品を含む。）の保守点検		○	
施設の維持管理（植栽管理、清掃等を含む。）		○	
修繕	通常修繕（1件当たり50万円未満）	○	
	上記以外の修繕		○
安全衛生管理		○	
ごみ処理		○	
業務に関連して取得した利用者等の個人に関する情報の漏えい等による利用者等に対する対応		○	
事故、火災等による施設の損傷の回復		○ [指定管理者の責に帰すべき事由による場合]	○ [左記以外の場合]

施設利用者の被災に対する責任	○ [指定管理者の責に帰すべき事由による場合]	○ [左記以外の場合]
包括的管理責任		○

- (2) 指定管理者は、善良なる管理者の責任をもって、びん沼自然公園を常に安全で良好な状態に管理する義務を負うものとします。
- (3) 指定管理者は、びん沼自然公園の機能を前提とした、利用者への良好なサービスを提供するものとします。
- (4) 指定管理者は、施設利用者の被災に対し、現場で対応する責任を有し、施設又は施設利用者に災害や事故があった場合は、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに市に報告しなければならないこととします。
- なお、施設の管理に契約不適合がある場合において、施設内の事故等により損害が発生した時は、指定管理者の責任になりますので、損害賠償保険等必要な保険へ加入していただきます。

## 1 2 申請書類の提出等

### (1) 提出書類

(法人の場合)

ア 公の施設の指定管理者指定申請書

イ 指定管理者指定申請にかかる誓約書

ウ 事業計画書

次の内容を記入してください

(1) 管理運営方針

(2) 管理運営体制

(3) 管理運営内容

(4) 管理運営経費

エ 管理運営に関する業務の収支予算書

令和5年度から令和9年度までの5年度分を作成してください。

<その他規則に定める書類>

ア 法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）

イ 定款、寄附行為、契約その他これらに類する書類

ウ 申請の日の属する事業年度の直近の事業年度を含んだ過去3年分の貸借対照表及び損益計算書

エ 法人の組織及び運営に関する事項を記載した書類（法人の組織図や業務執行体制等がわかるもの及び就業規則又はこれらに準ずる書類）

オ 国税（法人税、消費税及び地方消費税）及び地方税（法人事業税、法人都道府県民税、法人市町村民税）の納税証明書又は納税義務がない場

合はその理由書

※国税については税務署発行の納税証明書（その3の3）、地方税については都道府県及び市町村発行の滞納の無い証明又は申請書を提出する日の属する事業年度より前の直近3年度分の納税証明書とする。

カ 団体の役員名簿<様式第1号>

キ 類似施設における業務実績<様式第2号>（過去5年間を対象として記載）

ク 施設の管理運営上必要な資格等がある場合はその資格の写し等

ケ 法人の概要がわかるパンフレット等

（法人以外の団体の場合）

ア 公の施設の指定管理者指定申請書

イ 指定管理者指定申請にかかる誓約書

ウ 事業計画書

次の内容を記入してください

（1）管理運営方針

（2）管理運営体制

（3）管理運営内容

（4）管理運営経費

エ 管理運営に関する業務の収支予算書

令和5年度から令和9年度までの5年度分を作成してください。

<その他規則に定める書類>

ア 団体の設立を定めた規約その他これらに類する書類

イ 申請の日の属する事業年度の直近の事業年度を含んだ過去3年分の収支決算書

ウ 団体の事業報告書を作成している場合は当該報告書

エ 団体の役員名簿<様式第1号>及び組織に関する事項について記載した書類（団体の組織図や業務執行体制等がわかるもの及び就業規則又はこれらに準ずる書類）

オ 代表者の国税（法人税、消費税及び地方消費税）及び地方税（法人事業税、法人都道府県税、法人市町村民税）の納税証明書又は納税義務がない場合はその理由書

※国税については税務署発行の納税証明書（その3の2）、地方税については都道府県及び市町村発行の滞納の無い証明又は申請書を提出する日の属する事業年度より前の直近3年度分の納税証明書とする。

カ 代表者の身分証明書（本籍地の市町村で発行する破産者でないことの証明をいう。）

キ 類似施設における業務実績<様式第2号>（過去5年間を対象として記載）

ク 施設の管理運営上必要な資格等がある場合はその資格の写し等

ケ 団体の概要がわかるパンフレット等

(2) 提出部数

正本 1部 副本(コピー) 12部

(3) 提出方法及び提出先

ア 持参の場合

令和4年9月26日(月)から令和4年9月30日(金)までの各日  
午前9時から午後5時までとします。

イ 郵送の場合

原則として書留とし、令和4年9月29日(木)午後4時必着としま  
す。

<提出先> 〒354-8511

埼玉県富士見市大字鶴馬1800番地の1

富士見市役所都市整備部まちづくり推進課

[電話]049-251-2711 内線440

(4) 現地説明会

以下の日程で現地説明会を実施します。

令和4年9月6日(火) 午前10時から

参加を希望する法人等は、令和4年9月1日(木)から令和4年9月5  
日(月)までに、現地説明会参加申込書<様式第3号>に必要事項を記入  
のうえ、担当課宛電子メール又はファクシミリで提出してください。

なお、参加者は、各法人(団体)2名以内でお願いします。

※電子メールやファクシミリについては、未到着を防ぐため、電話によ  
る送信の連絡をお願いします。

(5) 設計図書データの貸出

設計図書データの貸出を希望する法人等は、令和4年9月1日(木)か  
ら令和4年9月5日(月)までに、設計図書データ貸出申請書<様式第4  
号>に必要事項を記入のうえ、担当課宛電子メール又はファクシミリで提  
出してください。

ア 貸出物品

設計図書のデータファイルを格納したCD等(1部)

イ 貸出日

令和4年9月6日(火) 午前10時(現地説明会前)

※現地説明会に参加しない法人等であっても、設計図書データの貸出は  
可能です。

ウ 配布場所

びん沼自然公園現地説明会会場

エ 返却期限

令和4年9月30日(金)

※電子メールやファクシミリについては、未到着を防ぐため、電話によ  
る送信の連絡をお願いします。

※設計図書データは、本募集の応募の検討及び申請書類の作成の目的にのみ使用できるものとします。

(6) 質問事項の受付

ア 受付期間

令和4年9月7日（水）から令和4年9月9日（金）の午後4時までとします。

イ 受付方法

質問票〈様式第5号〉に必要事項を記入のうえ、担当課宛電子メール又はファクシミリで提出してください。

ウ 回答方法

回答は、富士見市ホームページにおいて、公表します。（質問者名は表示しません。）

エ 回答予定日

令和4年9月16日（金）

※電子メールやファクシミリについては、未到着を防ぐため、電話により送信の連絡をお願いします。

※質問受付及び回答は、上記以外の方法（電話・口頭等）では行いません。

(7) 留意事項

ア 原則として、申請後の修正はできません（軽微な修正を除く。）。

イ 事業計画書等の著作権は、申請者に帰属します。ただし、市は、指定管理者の決定の公表等必要な場合には、事業計画書等の内容を無償で利用することができるものとします。

また、指定された事業者の申請書類等は、指定管理者制度運用の透明性を図り、市民への説明責任を果たすため原則公開とします。ただし、開示請求があった段階で指定された事業者に公開の意向を確認します。

また、議会への資料提供については、提案内容や指定管理料の概要など、選定経過の説明に必要なものは概要的なものを提供します。

なお、提出された書類は理由の如何に関わらず返却しません。

ウ 申請に要する経費は、申請者の負担とします。

エ 申請書類を提出後、辞退する場合は辞退届（様式任意）を提出してください。

1.3 選定方法等について

(1) 指定管理者候補者の選定

富士見市公の施設の指定管理者候補者審査委員会にて、提出された申請書類による書類審査、プレゼンテーションやヒアリング等を実施し、指定管理者の候補者を選定します。

なお、申請書類に虚偽の記載があった場合や直近の決算関係書類によって経営状況が安定していないと判断できる場合は、失格とします。

また、正式に指定管理者として指定されるまでの間に、指定管理者候補者に事故等がある場合は、選定されなかった申請者のうちから新たに指定管理者を選定する場合があります。

## (2) 選定基準

以下の選定基準に基づき審査を行います。審査に当たっては、最低基準点を設定し、申請者からの提案内容が市の求める要求水準を満たしているかどうかの確認をします。最低基準点は事業計画の配点合計（ア～エの配点合計）の6割超とし、6割以下となった場合は、選定されません。

### ア 団体に関する事項（5点）

- ・ 公的施設や類似施設の指定管理や業務委託の実績があるか

### イ 管理運営方針に関する事項（20点）

- ・ 管理運営に関する基本方針が施設の設置目的に即しており、長期的な運営を見据え、施設の効用を最大限に発揮させる内容となっているか
- ・ 効率的運営を行う意欲は感じられるか
- ・ 利用者の平等利用に関する考え方は適切か

### ウ 管理運営体制に関する事項（25点）

- ・ 効率的で安定した運営を行うための組織体制や人員配置となっているか

- ・ 職員の研修計画の内容は適切か

- ・ 利用者の安全確保対策、事故・災害等の緊急時の対策は適切か

### エ 管理運営内容に関する事項（70点）

- ・ 自主事業の内容が施設の設置目的や地域のニーズに即しており、一層の利用者の拡大につながる内容になっているか

- ・ 施設及び周囲の特徴を活かし、賑わいの場となるための具体的な事業の提案、地域の活性化策や貢献策が盛り込まれているか

- ・ 施設の自然環境の維持及び周囲の自然環境の保全に対する取組内容は適切か

- ・ 利用者の要望等の把握方法や業務への反映方法は適切か

- ・ 地域や関係団体・機関との連携に努める内容となっているか

- ・ 施設等の維持管理計画が利用者が快適に利用するための内容となっているか

- ・ 個人情報の保護、情報公開についての対応は適切か

- ・ 脱炭素社会の実現に向けた取組等、環境への配慮がされた提案となっているか

### オ 管理運営経費に関する事項（30点）

## (3) 事業計画書作成における留意事項

ア びん沼自然公園が敷地の一部を除き、調節池機能を持った河川区域内であることに留意し、事業計画書を作成してください。

イ びん沼自然公園の駐車場の運営については、自主事業とします。富士見市都市公園条例に定める利用料金の額を上限とし、運営方法及び駐車

料金の設定に関する考え方について提案してください。

ウ 各施設の利用の受付方法及び利用料金の額の設定に関する考え方について提案してください。

エ パークゴルフ、バーベキュー、キャンプ用品等のレンタル及びカフェエリア、物販スペースの運営等に関する考え方について提案してください。

オ 事業計画に基づく収支計画より大幅な利益が発生した場合の取扱い（長期的な運営を見据えた積極的な事業展開へのさらなる投資など）に関する考え方を提案してください。

(4) 応募者が1者のみの場合の取扱い

応募者が1者のみの場合でも、審査を実施します。ただし、市が設定する最低基準点に満たない場合には、指定管理者に選定されません。

(5) 選定結果の通知について

すべての申請者に対して通知します。

(6) 選定後の流れについて

富士見市議会の議決を経て、指定管理者として指定します。

また、選定結果については、市ホームページ等において公表します。

#### 1 4 協定の締結

指定管理者の指定後に、施設の管理運営業務に関し市と指定管理者との間で協定を締結することになります。

(1) 基本協定

指定期間を通して適用する事項について基本協定を締結します。

ア 指定管理の期間

イ 指定管理業務の範囲

ウ 定期報告等

エ 事業報告書

オ 管理の基準

カ 事業計画書 等

(2) 年度協定

年度毎に取り決めるべき事項について年度協定を締結します。

ア 指定管理業務の内容

イ 指定管理料の額

ウ 指定管理業務の報告 等

#### 1 5 モニタリング

市では、指定管理者による施設の管理運営に関し、協定書・仕様書等に基づき業務が適正に行われているか、安定的・継続的な住民サービスの提供が可能な状態であるかなどを定期報告書等や利用者アンケート調査等を通じて確認し、評価を行います。



(1) モニタリングの実施

ア 市は、指定管理者から提出された、定期報告書及び事業報告書に基づき、指定管理者が業務を適正に実施しているかの確認を行います。この確認は、施設の状況に応じた、年に1度以上の定期実地調査が含まれます。また、市は必要に応じて、臨時に報告を求め、又は実地調査を行います。

イ 指定管理者は、びん沼自然公園利用者の利便性の向上等の観点から、利用者に対し、アンケートや懇談会等を実施し、意見・要望等を聴取のうえ、その結果及び対応策を報告書にまとめ市に提出するものとします。

(2) 業務の基準を満たしていない場合の措置

モニタリングの結果、指定管理者の業務内容が基準を満たしていないと判断した場合には、市は指定管理者に対し改善措置を講ずるよう必要な指示を行い、その後、改善が見られないときは指定を取り消すことがあります。

1.6 指定の取り消し等

(1) 市が指定管理者による管理が適当でないと認める正当な事由があるときは、議会の議決後においても指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることがあります。この場合において、指定管理者の被った損害に対して、市は賠償責任を負いません。

(2) 指定管理者の都合により指定管理者の指定を辞退する場合は、書面をもって市に届け出るものとします。

(3) 指定管理者の責に帰すべき事由で管理業務の継続が困難となった場合には、市は指定を取り消すものとします。この場合において、市は取り消しにより生じた損害につき指定管理者に対して、賠償請求をすることができるものとします。

(4) 自然災害等、指定管理者の責によらない事由で管理の業務の継続が困難となった場合は、業務の継続の可否について、指定管理者と市とが協議を行います。協議の結果、業務の継続が困難と判断した場合又は一定期間内に協議が整わない場合、市は指定を取り消すことができるものとします。

<問い合わせ等>

〒354-8511

埼玉県富士見市大字鶴馬1800番地の1

富士見市役所 都市整備部 まちづくり推進課

[電話] 049-251-2711 内線440

[ファクシミリ] 049-254-0210

[メールアドレス] seibi@city.fujimi.saitama.jp